



スポーツ庁 スポーツ・インテグリティ部会（第2回）
中央競技団体からのヒアリング
NF（パラ競技団体）発表資料

認定特定非営利活動法人 日本ブラインドマラソン協会

認定特定非営利活動法人 日本ブラインドマラソン協会概要 (略称JBMA:Japan Blind Marathon Association)

協会の目的

ブラインドマラソン及びウォークの全国的な普及、発展のための事業を行い、視覚障がい者の体力向上、並びに社会参加の促進を図るとともに、全国にブラインドマラソンの理解者・協力者を増やし、もってノーマライゼーション社会の実現に資すること。

主要事業（非営利事業）

- ① 大会開催事業
- ② 普及・研修事業
- ③ 選手強化事業
- ④ その他（国際交流・広報活動等）

協会の概要

2019年2月1日現在

- 創 設 ・ 1984年9月 ・ 1999年6月NPO法人 ・ 2014年8月認定NPO法人
- 所 在 東京都文京区本郷2-9-8 本郷朝風ビル5F
- 会員数 485名（含視覚障がい者199名）
- 代表理事 2名（会長・理事長）

<以下、30年度予算ベース>

- 事業規模 6500万円/年（助成事業4400万：68%）
- 寄付総額 1100万円/年（個人15%・法人85%:15社）

協会の概要

組織構成

平成31年2月1日現在

(1) 職員数		5名		
	常 勤		0名	
	非常勤	(非正規)	5名	(5名)
	※ その他	JPC専任スタッフ	1名	コーチングディレクター
(2) 役員数		20名	(定款による)	
	理 事	17名	(無報酬)	
	常 勤	0名	(代表理事)	2名
	非常勤	17名	(含女性理事2名)	
	構 成	40歳未満	1名	
		40歳代	0名	
		50歳代	7名	
		60歳代	2名	
		70歳代	7名	
	監事	3名		
	正会員(社員)		39名 (含役員)	
	※ 会計監査	都度	公認会計事務所に依頼	
(3) 役員の再任回数、在任期間の制限規定			無	
(4) 役員の年齢制限・定年の規定			無 ※75歳を目途	

協会役員・委員の構成

※理事・監事 20名
基盤強化・社会的信用・多様性の確保 を 中心に構成

※理事・監事以外の専門家・有識者の配置
医師、選手代表、パラメダリスト等

※外部委託・指導（適宜）
公認会計事務所・労務管理事務所（弁護士は不在）

論 点 目 次

1. 組織運営等に関する基本計画の策定を盛り込むべきではないか。
2. 理事の任期や再任回数の制限、定年制について、どのように考えるか。
3. 意思決定における多様な意見の反映や組織運営における専門性の確保等の観点から、理事の構成における多様性の確保について、どのように考えるか。
4. 優秀な人材の登用や多様性の確保等の観点から、役員等の選出方法、適正な報酬の在り方について、どのように考えるか。
5. 組織運営等に必要な規程等の整備を盛り込むべきではないか。
6. コンプライアンス委員会の設置を盛り込むべきではないか。
7. コンプライアンス強化のための教育の実施を盛り込むべきではないか。
8. 法務、会計等に係る事務を適切に実施できる体制の構築を盛り込むべきではないか。
9. 適切な情報開示を盛り込むべきではないか。
10. 役職員、選手・指導者等とスポーツ団体との間に生じ得る利益相反の適切な管理を盛り込むべきではないか。
 - 1 1. 通報制度の構築を盛り込むべきではないか。
 - 1 2. 懲罰制度の構築を盛り込むべきではないか。
 - 1 3. 紛争解決制度の構築を盛り込むべきではないか。
 - 1 4. 危機管理及び不祥事対応体制の構築を盛り込むべきではないか。
 - 1 5. 地方組織や傘下の団体に対する指導助言、支援又は連携強化について盛り込むべきではないか
 - 1 6. 上記論点 1 ～ 1 5 のほか、盛り込むべき論点はないか。

ガバナンスコード論点と協会の自己評価及び適用判断

目次No	論点	自己評価	現状と課題・問題点	適用可否
1	基本計画の策定	○	財務計画に振れが大きい。	○
2	理事の任期・定年制等	△	① 定年制の方向性は定まっているが慣行のレベル。 ② 理事は無報酬、役員報酬を要する職務者には依頼できない。 (弁護士・公認会計士等)	○
3	理事構成の多様化の確保	○		
4	役員等の選出方法・報酬	○	NPO法人の定款による。報酬は無報酬(規程)	○
5	組織運営のための規程等の整備	○	必要な整備を適宜行なっている。(理事会承認事項)	○
6	コンプライアンス委員会の設置	○	設置済も開催は不定期かつ、委員は内部スタッフ。	○
7	コンプライアンス教育の実施	○	役員・職員・強化関係者(指導者・コーチ・選手・伴走者等)	○
8	法務・会計等の専門家によるサポート体制の構築	○	① 必要に応じての助言を受けるが、NPO会計基準による自主管理。 ② 過去の監査、実態調査での不適は出ていない。	○
9	適切な情報開示	○	認定NPOの基準に照らしHPに公開している。	○
10	利益相反の適切な管理	○	認定NPOの基準に照らし適正を維持している。	○
11	通報制度の構築	△	① 内部相談・苦情窓口は設置も、公開はしていない。 ② 外部有識者を加え独自の体制を組むには負担が大きい。 ③ スポーツ仲裁機構の様な公的機関があれば利用したい。	○
12	懲罰制度の構築	○	定款及び規程による罰則規定を適用。	○
13	紛争解決制度の構築	○	日本スポーツ仲裁機構の自動応諾を決議済。	○
14	危機管理、不祥事対応体制の構築	×	危機管理マニュアルに基づく対応は可能だが、不祥事対応体制は上位団体による設置・標準化を望む。	△
15	地方組織等への指導助言、連携強化	△	① NFとして選手強化対策等は協会一元化。 ② 地方団体の組織化は行わず、指導者派遣、HP上のネットワークを構築中。 (地方組織の法人化・統括等は現状難しい。)	△
16	上記以外に盛り込む論点		① NF単独では財政上負担の大きい制度適用のための専門機関の公的設置と活用。 ② コードの必須項目と努力項目等の深度・柔軟性。	

コードへの要望

- 1 NFに対するガバナンスコードの一元化をお願いする。
 - ※ 同類の調査、監査の重複を解消する。
- 2 コードの項目毎に深度・柔軟性を持たせる。
 - ※ 必須項目と努力項目
- 3 報酬を伴う専門家チームの編成と支援体制を希望する。
 - ※ 弁護士、公認会計士、通報窓口、第三者委員会等公的支援体制
 - ※ シェアードサービス（共同オフィス）構想
- 4 文書規程、情報公開の範囲と方法
 - ※ 法、それに準ずる必須項目と社会的責任を果たす項目の決定とその公開範囲・方法を明確にする。
- 5 必要項目
 - ※ 監査規程、文書管理規程を盛り込む。